

対応しないとトラブルに!

# 「働き方改革」に伴う労使協定の実務・留意点


働き方改革関連法の内容と改革を進めるうえでポイントとなる労使協定の実務を学びます

<主な対象>人事・労務・総務担当者の皆様

## 本セミナーのねらい

「働き方改革関連法」が本年4月に施行されました。労働時間の上限規制の強化や同一労働同一賃金など中小企業への施行には猶予期間がある一方、使用者からの年次有給休暇の時季指定など**いますぐに対応しなければなら**ない内容も含まれています。

本セミナーでは、そうした「働き方関連法」の内容を詳しく解説するとともに、法律改正により見直しが進められている36(サブロク)協定をはじめとする**労使協定の重要性**と締結する際の**実務上の留意点**についてご説明いたします。多数の皆様のご参加をお待ちしております!

◎ 講師		鈴木 義一 (すずき よしかず) 氏	飯田橋労務管理事務所 特定社会保険労務士
		人事制度の立案・診断・改善、社会保険、年金制度など、おもに中小・中堅企業を実践的に指導。中小企業診断士、社会保険労務士、年金相談員、人事コンサルタントとして活躍中で、企業経営の現場に通暁、実務面の明るさに定評。商工研嘱託。【主著】「雇用長期化時代の人事戦略」「ズバリ! 労務管理早わかり」商工研	

## 開催要領(プログラム内容は、裏面に記載)

◎ 日時	2019 年 7 月 4 日 木曜 13 : 00 ~ 16 : 30 (受付開始 12:30)		
◎ 会場	商工研 東京本社 セミナールーム 東京都港区芝大門2-12-18 共生ビル(商工中金東京支店ビル)7階 ○最寄駅: ①JR浜松町駅 ②地下鉄 大門駅 ③同 芝公園駅		
◎ 参加費	○会員: 17,280円 (うち消費税1,280円)	○一般: 23,760円 (うち消費税1,760円)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料代、消費税を含みます(全日セミナーの場合、昼食代は含みません)。</li> <li>参加費はセミナー開催日の2日前(弊社営業日)までにお振込み下さい。</li> <li>参加お取り消しの場合は、<b>開催日の2日前までにご連絡下さい。</b> ご連絡を頂けない場合は、参加費を申し受けさせていただきますので予めご了承ください。</li> </ul>		
◎ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込先着順で、定員に達し次第締め切らせて頂きます。</li> <li>締め切らせて頂いた場合は、その旨を当社ホームページ(<a href="http://www.shokoken.co.jp">http://www.shokoken.co.jp</a>)でご案内致します。</li> <li>講師の事故等や申込人数がセミナー実施に必要な最低人数に達しない場合など、やむを得ずセミナーを中止する場合がございます。予めご了承ください。セミナー中止ないし前記参加お取り消しの場合は、商工研会員様からお振込み済の参加費は、特にご指示のない限り商工研会費の自動振替口座に返戻いたします。</li> </ul>		
お問い合わせ	セミナー部	TEL: 03-5473-6927	担当: 鈴木

主催: 商工研(商工中金経済研究所) 後援: 商工中金

## ● プログラムの内容

### I. 働き方改革関連法の主な改正点

#### 1. 労働基準法の改正

(1)時間外労働の改正 (2)使用者による年休の時季指定義務 (3)労働条件の明示方法

#### 2. 労働安全衛生法の改正

(1)「労働時間の状況」把握義務 (2)産業医・産業保健機能の強化

#### 3. 不合理な待遇の禁止(均等・均衡待遇への対応)

(1)同一労働・同一賃金ガイドラインの考え方と実務対応 (2)待遇に関する説明義務

### II. 労使協定の意味とその効力

#### 1. 労使協定は労働条件となる ～対応しないとトラブルにつながる

(1)法で定められている労使協定

①賃金控除に関する労使協定 ②変形労働時間制に関する労使協定 ③フレックスタイムに関する労使協定  
④時間外・休日労働に関する労使協定 ⑤年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定  
⑥育児・介護休業に関する労使協定

(2)その他の労使協定

#### 2. 労使協定の当事者

(1)使用者とは (2)従業員代表とは

#### 3. 過半数代表者選出にかかわる留意点

(1)過半数代表者の役割と責任 (2)過半数代表者の選任 (3)小規模事業所における対応

(4)従業員代表の選出手続き (5)協定する目的についての明示 (6)過半数代表を選任する従業員の範囲

#### 4. 労使協定の届出手続

FAX : 03-3437-2678

参加申込書

第1363回  
7月4日

東京

「働き方改革」に伴う労使協定の実務・留意点

\*お申込の受付後、参加証をお送り致しますので、必ずご確認ください。

貴社名 :	ご参加者①	氏名 (ふりがな)	
代表者 :		部署・役職	
所在地 : 〒 _____	ご参加者②	氏名 (ふりがな)	
(参加証送付先)		部署・役職	
TEL :	商工中金お取引営業店		
FAX :	支店		
E-Mail :	連絡窓口ご担当者 (ふりがな)		
連絡窓口ご担当者 (ふりがな)	部署・役職		商工研の会員・非会員の別
			<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員
○恐れ入りますが、下欄の業種の該当する番号に○をお付け下さい。			
業種	製造業	1. 食料品 2. 繊維 3. 木材・木製品 4. 紙・パルプ 5. 化学 6. 窯業・土石	
		7. 鉄・非鉄 8. 印刷 9. 金属製品 10. 一般機械 11. 電気機械 12. 輸送用機械	
業種	非製造業	13. 精密機械 14. その他製造	
		15. 建設 16. 卸売 17. 小売 18. 不動産 19. 運輸・倉庫 20. サービス	
		21. 情報通信 22. 飲食店・宿泊 23. その他非製造	

◆ご記入内容は、今後のセミナーご案内等に使用させていただきます。

当「ご案内」へのご質問は表面下欄記載の「お問い合わせ」先へお電話ください。

(1)参加ご希望の方は、開催要領をご確認の上、参加申込書に必要事項をご記入頂き、FAXでご送信下さい。

(2)お申し込み受付後、①「参加証」、②「請求書」、③「会場地図」を送付致します。当日は、「参加証」を受付にご提出ください。

(3)セミナーへのご参加は、原則として商工研会員、商工中金お取引先とさせていただきます。

(4)反社会的勢力と判明した場合にはセミナーへの出席をお断り致します。また、諸事情を考慮のうえ、セミナーへの

出席をお断りする場合もございます。ご了承ください。

HP 事務局使用欄 \_\_\_\_\_